

京都市京北運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第26号

京都市京北運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市京北運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「場合」の右に「(利用日の属する月の前月の初日前に第1条第1項の規定による申請をした場合を除く。)」を加える。

別表放送設備(マイクロホン1本付き)の項中「1,670」を「2,500」に改め、同表携帯用拡声器の項中「520」を「780」に改め、同表大会用テントの項中「310」を「460」に改め、同表夜間照明設備の項中「3,660」を「5,490」に、「410」を「610」に改め、同表野球用具の項及びテニス用具の項を次のように改める。

野 球 用 ベ ー ス	1 組 に つ き 1 日	1 5 0
テ ニ ス 用 ネ ッ ト	1 張 り に つ き 1 日	1 5 0

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市京北運動公園条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)